

横浜市電子申請・届出システムによる 届出書作成の手引き

令和8年3月

横浜市みどり環境局水・土壌環境課

1 横浜市電子申請・届出システム

令和4年4月1日より、土壤汚染関連手続きについて「横浜市電子申請・届出システム」による届出受付を開始しました。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

利用するためには利用者登録が必要です。

土壤汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づくすべての土壤汚染関連手続きを行うことができます。

2 届出方法について

①利用者登録【初回のみ】

横浜市電子申請・届出システムのトップページより利用者登録を行ってください。

個人：個人として登録 / 法人もしくは個人事業主：法人として登録

お名前やメールアドレスなど必要な情報を登録してください。

新規登録を
選択



②電子申請

(1) 事前に窓口、またはメールで届出内容を確認するようお願いしています。

(2) システムにログインし、手続きを選択します。手続きは

・トップページヘッダーの「手続き一覧(個人向け)」、「手続き一覧(事業者向け)」

または

・トップページ下部「申請できる手続き一覧」

から検索することが出来ます。 キーワード例： 土壤汚染

(3) 手続きを選択し、「次へ進む」を選択してください。

(4) 申請内容を入力してください。添付できるデータ量には限りがあるため、参考資料については、別途メール・郵送で送付をお願いします。個別の手続きについてはご相談ください。

電子申請で 添付	・届出・申請の鑑 ・施行規則で添付が定められている書類及び図面 ・形質変更届出に添付する公図
別途メール・ 郵送で送付 (参考資料例)	・計量証明書・現場写真・管理票・住宅地図・航空写真 ・過去に当課に提出されている特定施設に係る書類の抜粋(水質汚濁防止法・下水道法) ・過去に当課に提出されている土壤汚染状況調査の抜粋

【土壌汚染】土壌汚染対策法に関する手続

届出・申請者名 **必須**

法人の場合にあつては、法人名称

届出(申請)者名

届出・申請者名(フリガナ)

担当者名 **必須**

姓

名

担当者名

担当者名(フリガナ) **必須**

姓(カタカナ)

名(カタカナ)

電話番号

電話番号(ハイフンなし) **必須**

提出書類 **必須**

提出しようとする書類を選択してください（複数選択可）。

届出書類
(チェック形式)

- 土壤汚染状況調査結果報告書（第3条第1項）
- 土壤汚染状況調査結果報告書期限延長申請書
- 土壤汚染状況調査結果報告書（追完・詳細）
- 特定有害物質の種類のお知らせ申請書
- 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書
- 承継届出書
- 土地利用方法変更届出書
- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
- 土壤汚染状況調査結果報告書（第3条第8項、第4条第2項、第3項）
- 土壤汚染状況調査結果報告書（第5条）
- 汚染除去等計画（新規・変更）
- 工事完了報告書
- 実施措置完了報告書
- 帯水層の深さに係る確認申請書
- 実施措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書
- 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（平成31年3月31日改正前様式）
- 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書
- 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書
- 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了／中間報告書

- 施行管理方針に係る確認申請書／変更届出書
- 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書
- 施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書
- 施行管理方針の廃止届出書
- 指定の申請書
- 搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書
- 要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書
- 汚染土壤の区域外搬出届出書
- 汚染土壤の区域外搬出変更届出書
- 非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書
- 搬出汚染土壤の運搬／処理状況確認届出書

電子交付について **必須**

電子申請により申請・届出を行った場合、通知書・命令書等の交付は電子申請者に対する「電子交付」のみとなります。

なお、電子交付における電子署名の有効期限は5年間です。

※本システムによる電子申請者以外の者への電子交付を希望される場合は、

①電子申請者以外の者への電子交付を希望する旨 ②交付先メールアドレスを以下備考欄に記載して下さい。

【書面での交付をご希望の場合】

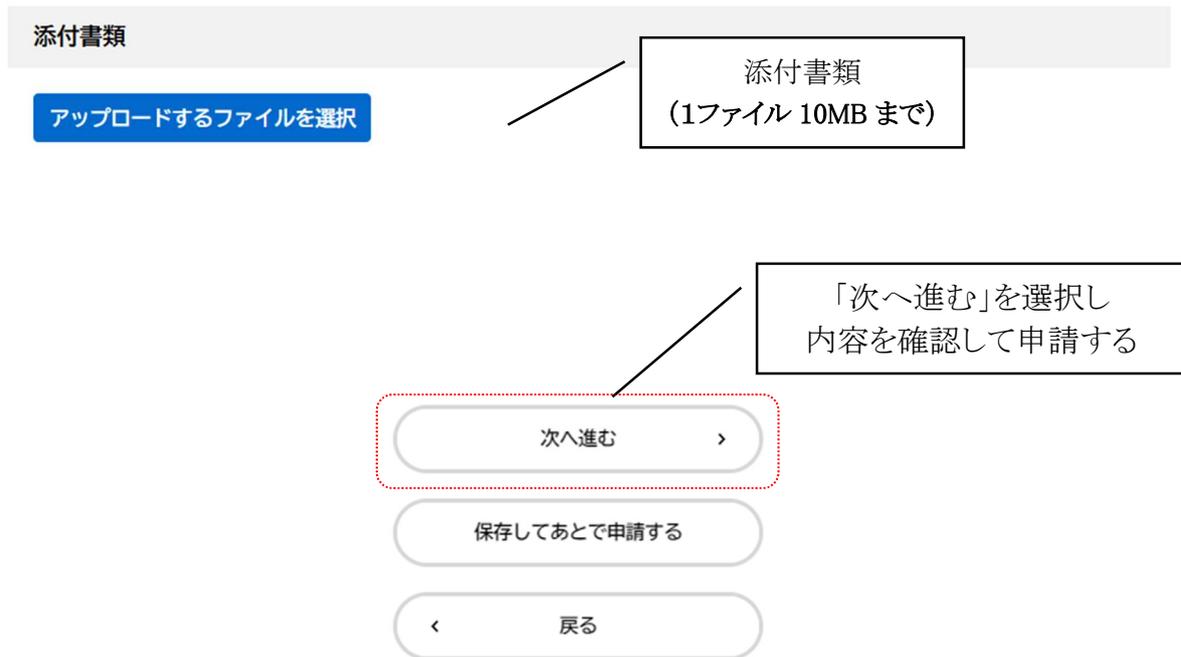
横浜市役所 みどり環境局 水・土壤環境課の窓口にて、書面で届出・申請を行ってください。

電子交付についての
確認(チェック形式)
(法のみ対応)

- 確認しました

備考欄

--



- ・まれに内容不備により届出を受けつけることが出来ず、申請却下となる場合がありますので、**電子申請前の確認をお願いいたします。**
- ・電子申請後、申込番号が表示されますのでご確認ください。**問い合わせの際には申込番号が必要です。**
- ・電子申請を受け付けた旨のメールが登録メールアドレス宛に届きます。
- ・電子申請後の処理状況は「マイページ」から確認可能です。

3 電子申請後の流れについて

■以下のタイミングで登録メールアドレス宛にメールが届きます。

- ・電子申請時
- ・審査開始時
- ・申請却下時
- ・差戻し時(修正依頼)
- ・審査終了時

■審査開始された場合、**電子申請を行った日が受付日となります。**

■内容確認のために、当課からご連絡する場合があります。

■内容の修正を依頼する場合、電子申請システム経由での修正となります。

修正を依頼する旨の連絡が届きましたら、マイページより速やかに修正をお願いいたします。

(電子申請で提出された届出について、メールによる修正は受け付けておりません)

4 よくある質問

Q1 受付印が押された副本をもらうことはできますか。

A1 電子申請では受付印が押されないためできません。副本が必要な場合は窓口または郵送での届出をお願いします。

Q2 開庁日以外も受け付けていますか。

A2 開庁日以外も電子申請は受け付けておりますが、審査開始まで時間を要してしまうためできるだけ開庁日にご利用ください。

Q3 提出する添付ファイルに制限はありますか。

A3 1つのファイルあたり最大データ量10MB、最大10のファイルまで添付が可能です。

ファイルの形式は、Word、Excel、PDF形式等での提出が可能です。ただし、パスワード付きのファイルは不可となります。

また、土壌汚染状況調査結果報告書などデータ量が大きい申請を行う際は、計量証明などの申請内容の根拠等参考資料についてはメール又は郵送での送付をお願いします。

Q4 弁明書など、任意様式のものについても受付していますか。

A4 様式がない文書については窓口又は郵送での手続きをお願いします。

Q5 届出書・申請書の名義人である法人以外の者による届出・申請についても受付していますか。

A5 受け付けています。その場合、届出書・申請書の名義人に委任行為の確認を行いますので、委任状又は、届出書・申請書の名義人である法人担当者の連絡先の添付をお願いします。

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。